

12-16 パートタイム労働10の留意点



- 1) パートを含む常時10人以上の事業場には、就業規則の作成義務があること。
- 2) 比例付与を含む何らかの年次有給休暇制度が適用されなければならない。
- 3) 1日8時間超の労働時間に対しては、週の契約日が3日等と少なく週40時間未満に収まる場合でも、割増賃金の支払いを要すること。
- 4) 今までに3回以上契約を更新しているか、最初の雇入れから1年を超えて使用し、次回更新をしない場合には、30日前的予告を要する。
- 5) 解雇に当たっては、通常の労働者と同様に、30日前的予告等が必要である。
なお、解雇は客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合でなければならない。
- 6) 退職するとき、使用期間等の証明書の交付を請求することができる。
- 7) 妊産婦である女性パートタイマーに対しては、労基法、均等法が定める母性保護のための措置を講ずる必要がある（労基法、均等法）。
- 8) パートタイマーの健康診断は、「1年以上使用されているか使用される予定のある者」、及び「1週間の所定労働時間が同種業務につき通常労働者の4分の3以上である者」のいずれの要件も満たす者に対して実施義務がある。
- 9) 通常労働者のおおむね4分の3以上の労働時間以上の者については、社会保険に加入させなければならない。加えて、平成28年4月以降は、4分の3未満である者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上、1年以上の継続雇用見込、報酬月額88,000円以上（学生を除く。常時500人を超える事業主に使用される者に限る。）の要件に該当する者についても、社会保険への加入が必要となる（平成24年8月改正）。
- 10) 週20時間以上、かつ、引き続き31日以上雇用が見込まれる場合は、雇用保険に加入しなければならない。（改正、平成22.4.1施行） 労災保険は、パートタイマーに当然に適用される。